

令和6年（2024年）第1回定例会

枚方市教育委員会会議録

令和6年（2024年）1月26日

枚方市教育委員会

令和6年(2024年)第1回 枚方市教育委員会
定例会議案書

日程 1	教育長報告
---------	-------

案 件 名		
日程 2	報告第48号	臨時代理事項の報告について (1) 令和6年度全国学力・学習状況調査への参加について
日程 3	報告第49号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について

○開催日時 令和6年(2024年)1月26日 午前9時30分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)1月26日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 1 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第14号 令和6年度全国学力・学習状況調査への参加について

- 2 -

令和6年度全国学力・学習状況調査への参加について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）1月11日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 3 -

1. 臨時代理の内容

令和6年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領に基づき、本調査に参加する。

2. 目的

令和6年度全国学力・学習状況調査に枚方市立小中学校が参加して、全国的な状況との関係において本市児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、本市児童・生徒の課題の改善に向けた教育の成果と課題を検証することで、今後の教育施策や教育指導に反映させ、以て本市児童・生徒の学力向上につなげる。

3. 参考書類

- (1) 令和6年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）【写し】
・・・1部 別紙1のとおり
- (2) 令和6年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領
・・・1部 別紙2のとおり

- 4 -



5 文科教第 1356 号
令和 5 年 12 月 21 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項 殿
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学事務次官
藤原 章夫

令和 6 年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

この度、文部科学省において、令和 6 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「実施要領」という。）を別紙のとおり決定しましたので通知します。

実施要領においては、令和 5 年度の調査に関する実施要領から、以下の点について規定するなどの変更をしております。

- ・児童生徒質問調査について、全ての学校において端末を活用したオンライン方式により実施すること
- ・令和 3 年度の調査以来の「経年変化分析調査」及び「保護者に対する調査」を、冊子を用いた筆記方式と、端末を活用したオンライン方式を併用して実施すること

各設置管理者等におかれては、全国学力・学習状況調査の実施及び調査結果の管理・公表等について、法令及び実施要領等に基づき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の

認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人の長及び公立大学法人理事長におかれては調査に関係する附属学校に対して、御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局調査企画課学力調査室

電話：03-5253-4111（内線 3726）

令和6年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和5年12月21日
文部科学省

I. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

II. 調査の名称

令和6年度全国学力・学習状況調査

III. 調査の構成

本体調査に加えて、経年変化分析調査及び保護者に対する調査を実施する。

IV. 本体調査

1. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

2. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、国語及び算数・数学においては、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問調査」という。）を、原則全ての児童生徒を対象に、児童生徒の活用するICT端末を用いたオンラインによる回答方式で実施する。

(2) 学校質問調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問調査（以下「学校質問調査」という。）をオンラインによる回答方式で実施する。

3. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

調査の実施日は、令和6年4月18日木曜日（以下「調査日」という。）とする。

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査は、調査日に実施し、調査時間は、国語及び算数それぞれ45分とする。

(イ) 児童質問調査は、4月10日水曜日から4月30日火曜日までの間で、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査は、調査日に実施し調査時間は、国語、数学それぞれ50分とする。

(イ) 生徒質問調査は、4月10日水曜日から4月30日火曜日までの間で、各学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 学校質問調査

令和6年4月に実施する。

(3) 調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

4. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）。

(1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、

学校法人、国立大学法人、公立大学法人等（以下「参加主体」という。）の協力を得て実施する。

- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

5. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語、算数・数学にかかる問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等。

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問調査及び学校質問調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相

関関係の分析

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙5）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（1）ア及びイで示した結果

（ア）国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

（イ）都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（ウ）都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（エ）指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（オ）地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

イ 教科に関する調査の解答状況及び質問調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化处理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

（ア）都道府県教育委員会

① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況

② 当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

③ 当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

④ 域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

⑤ 域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

（イ）市町村教育委員会

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

（ウ）学校

① 当該学校全体の状況

- ② 各学級の状況
- ③ 各児童生徒の状況
- ④ 各児童生徒に関する個人票

(エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

(イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの学習指導等の改善に向けて取り組むこと。

(ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

(エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。

(ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の解答状況及び児童生徒質問調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校コードごとに、各教科の平均正答数等、児童生徒質問調査の回答割合及び学校質問調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

(イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。

- ① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
- ② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手續等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表(市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。)を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法(例えば、教育事務所単位の状況の公表等)で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

- ③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

- ③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等を行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

6. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

7. 留意事項

(1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

- ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないこととする。
- イ 各教育委員会及び学校等においては、調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。
 - (ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
 - (イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。
 - (ウ) 教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を見守る児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。
 - (エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
 - (オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
 - (カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
 - (キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

- ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。
- ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）や個人情報の保護に関する条例等に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること、または実施しないこととすることができる。なお、調査実施日を後日に変更する場合、全体の集計からは除外することとするが、文部科学省は、調査日の翌19日金曜日以降4月30日火曜日までに実施された調査については、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語及び算数：それぞれ1単位時間相当

(イ) 中学校調査

① 国語及び数学：それぞれ1単位時間相当

イ 児童生徒質問調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 児童生徒質問調査におけるICT端末を活用したオンラインによる回答

4月10日水曜日以降4月30日火曜日までに実施された児童生徒質問調査は、全体の集計に含めるものとする。また、点字での対応を要する児童生徒のみ、冊子を用いて実施する。

(8) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。

(9) 調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、令和6年2月下旬から3月上旬頃に作成・配布する予定の調査マニュアルで示す。

V. 経年変化分析調査

1. 調査の目的

全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。

2. 調査の対象

(1) 文部科学省が調査対象として抽出した、国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 調査の対象としないことを原則とする児童生徒は、IV. 本体調査 1. (2)と同様とする。中学校調査の英語においては、右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は、「聞くこと」及び「話すこと」に関する問題の対象としないこととすることができる。

3. 調査事項

全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析するため、平成25年度、平成28年度及び令和3年度に実施した経年変化分析調査と同様の問題等を用いて、以下の教科に関する調査を実施する。

(1) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学及び英語とする。

(2) 出題範囲は、IV. 本体調査 2. (1) ア (イ)と同様とする。

(3) 出題形式は、IV. 本体調査 2. (1) ア (ウ)と同様とする。英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」に関する問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式によるものとする。

4. 調査実施方式

国語、算数・数学、英語「聞くこと」「読むこと」「書くこと」はいずれも、冊子を用いた筆記方式(以下「PBT」(= Paper Based Testing)という。)もしくは児童生徒が活用するICT端末等を用いた、文部科学省CBTシステム(以下「MEXCBT」という。)によるオンライン方式(以下「CBT」(= Computer Based Testing)という。)で実施する。また、英語「話すこと」は、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の実施方式に関わらず、全てCBTで実施する。対象校においては、原則PBTもしくはCBTのいずれか一方の方式で実施するが、どちらの方式で実施するかは、文部科学省が指定する。

5. 調査実施日等

(1) 調査実施日（調査の時間割モデルは別紙6）

調査の実施日は、令和6年5月13日月曜日から6月28日金曜日までの期間中、調査の対象となった学校（以下「対象学校」という。）が実施可能な日とする。

ア 小学校調査

対象学校は、国語又は算数のいずれか1教科を40分で実施する。対象教科は、文部科学省から指定する。

イ 中学校調査

対象学校は、国語、数学又は英語のいずれか1教科を実施する。対象教科は文部科学省から指定する。調査時間は、国語及び数学においては、それぞれ45分とする。

英語においては、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」に関する問題は45分とし、「話すこと」に関する問題は準備時間等を除き、標準的には5～10分程度で終了する設計とする。また、「話すこと」に関する問題については、生徒間で調査に伴う音声が聞こえにくい距離を保つこととし、1学級を数回に分けて1時限の中で実施することを基本とする。

(2) 調査実施に関するスケジュール

別紙7のとおりとする。

6. 調査の実施体制

調査の実施体制は、IV. 本体調査 4. と同様とする（調査の実施系統図は別紙8・別紙9）。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第17号の規定により、調査の実施は教育委員会の職務権限である。そのため、当該対象学校を設置管理する教育委員会（以下「対象教育委員会」という。）は、調査の実施について、主体性と責任を持って当たることとする。

7. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表する。なお、経年変化分析調査は全国的な学力の状況について経年の変化を把握・分析するものであることから、対象教育委員会及び対象学校に対する調査結果の提供は行わない。

(1) 調査結果の公表

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、全国的な状況に関し、具体的問題内容が明らかにならない範囲で、児童生徒の学力に関する経年変化の分析結果等を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

(2) 調査結果の活用

文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データについて、大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

(3) 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱いは、IV. 本体調査 5. (5) イ (ア) と同様とする。

8. 調査実施に当たっての相談体制

IV. 本体調査 6. と同様とする。

9. 留意事項

(1) 対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等

調査を実施するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 対象教育委員会及び対象学校において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

(2) 個人情報の保護

IV. 本体調査 7. (2) と同様とする。

(3) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、対象教育委員会及び対象学校の判断により、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

ア 小学校調査 国語又は算数：1 単位時間相当

イ 中学校調査 国語又は数学：1 単位時間相当

外国語：1.3 単位時間相当

(4) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、対象学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、

別室の設定、イヤホンの使用などの配慮を可能とする。

(5) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

IV. 本体調査 7. (6) と同様とする。

(6) 調査問題等の公表

文部科学省が公表する調査結果に掲載するものを除き、調査問題等は非公開とする。

(7) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、令和6年4月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

VI. 保護者に対する調査

1. 調査の目的

家庭状況と学力等の関係について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。

2. 調査の対象

経年変化分析調査の対象となる児童生徒の保護者。

3. 調査事項

児童生徒の家庭における状況、保護者の教育に関する考え方等に関する質問紙調査を実施する。

4. 調査実施方式

経年変化分析調査をPBTで実施する学校の保護者については冊子を用いた筆記方式で、CBTで実施する学校の保護者については、スマートフォン等によるオンライン方式での回答とする。

5. 調査実施日等

調査実施は、令和6年5月13日月曜日から6月28日金曜日までの期間とする。

6. 調査の実施体制

調査の実施体制は、V. 経年変化分析調査6. と同様とする。

7. 調査結果の取扱い

(1) 調査結果の公表

文部科学省は、全国的な状況に関し、調査の回答状況の分析結果等を公表する。文部科学

省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

(2) 調査結果の活用

調査結果の貸与については、V. 経年変化分析調査 7. (2) と同様とする。

(3) 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱いは、IV. 本体調査 5. (5) イ (ア) と同様とする。

8. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校及び保護者等からの問合せや調査資材の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

9. 留意事項

(1) 対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等

調査を実施するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 対象教育委員会及び対象学校において、保護者の状況等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

(2) 個人情報の保護

IV. 本体調査 7. (2) と同様とする。

(3) 日本語が不自由な保護者に対する配慮

日本語が不自由な保護者については、必要に応じて、ルビ振り調査用紙の使用などの配慮を可能とする。

(4) 外国語による調査が必要な保護者に対する配慮

外国語による調査が必要な保護者については、当該保護者の必要とする言語に応じて、ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ベトナム語、英語、韓国語による調査用紙の使用などの配慮を可能とする。

(5) 調査マニュアルの作成・配付

V. 経年変化分析調査9. (7)と同様とする。

調査の実施に関する時間割モデル

1. 調査実施日

令和6年4月18日(木)

2. 時間割モデル

◆小学校

調査日当日	1時限目	2時限目
	国語 (45分)	算数 (45分)

指定日	
	児童質問調査 (20分程度)

◆中学校

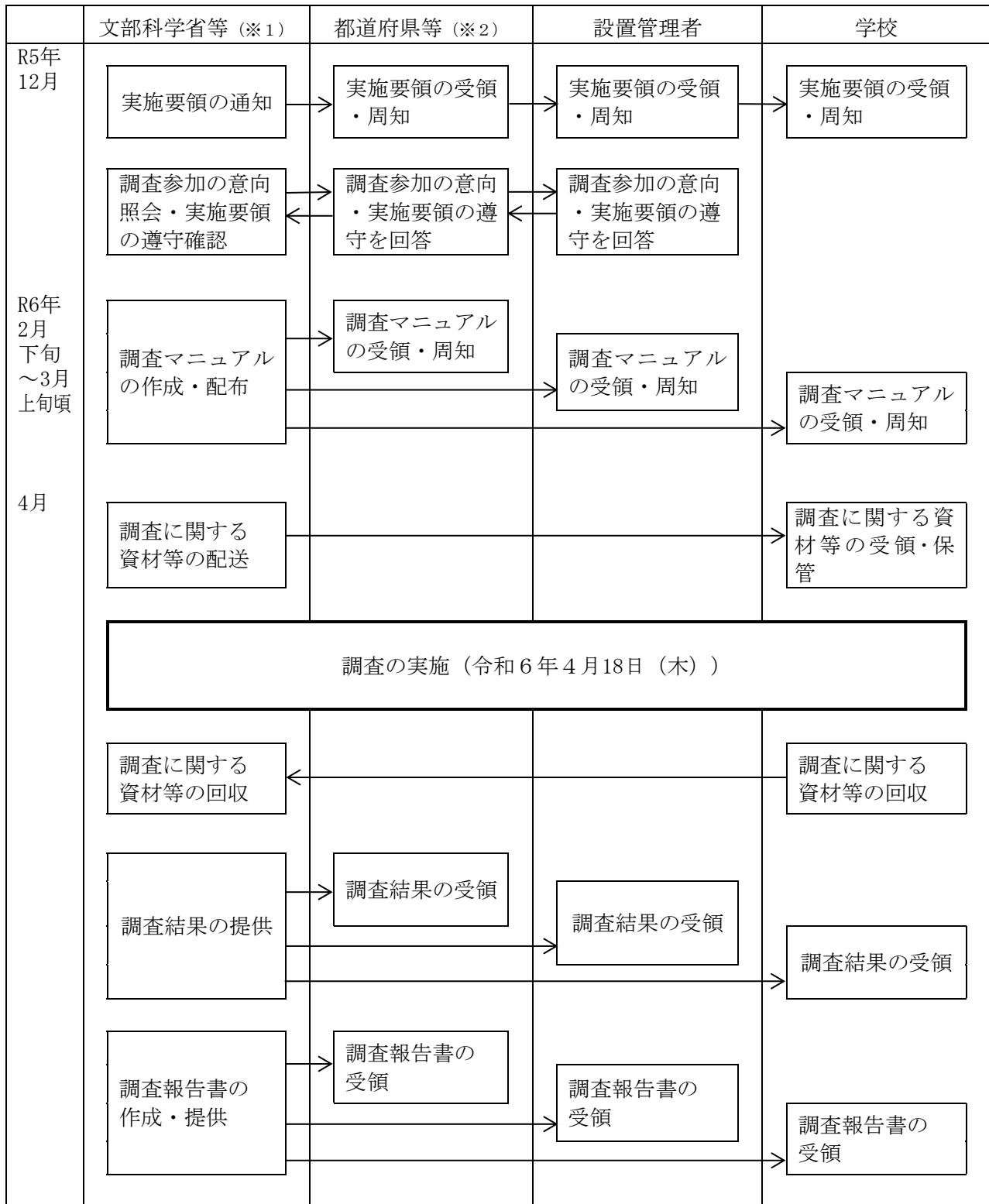
調査日当日	1時限目	2時限目
	国語 (50分)	数学 (50分)

指定日	
	生徒質問調査 (20分程度)

<補足>

- ※紙面で実施する調査の後日実施は、4月19日(金)から4月30日(火)まで可能である。
- ※児童生徒質問調査は、児童生徒が活用するICT端末等を用いて、日程を分散の上実施する(実施期間は4月10日(水)～4月30日(火))。
- ※各教科に関する調査の解答時間終了直後に、調査問題に関する質問調査(2問程度)も実施することとする。

調査の実施に関するスケジュール（予定）

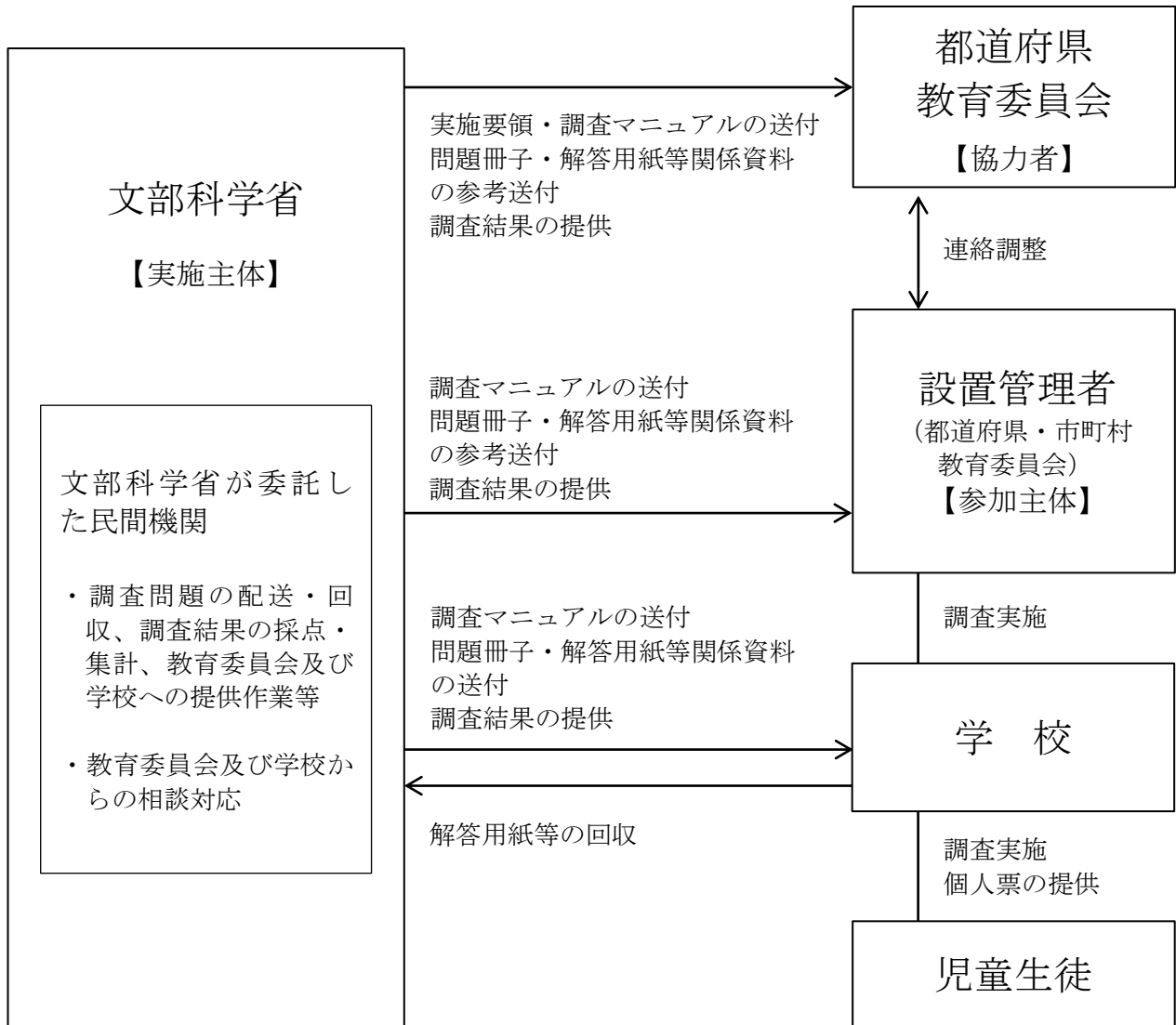


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

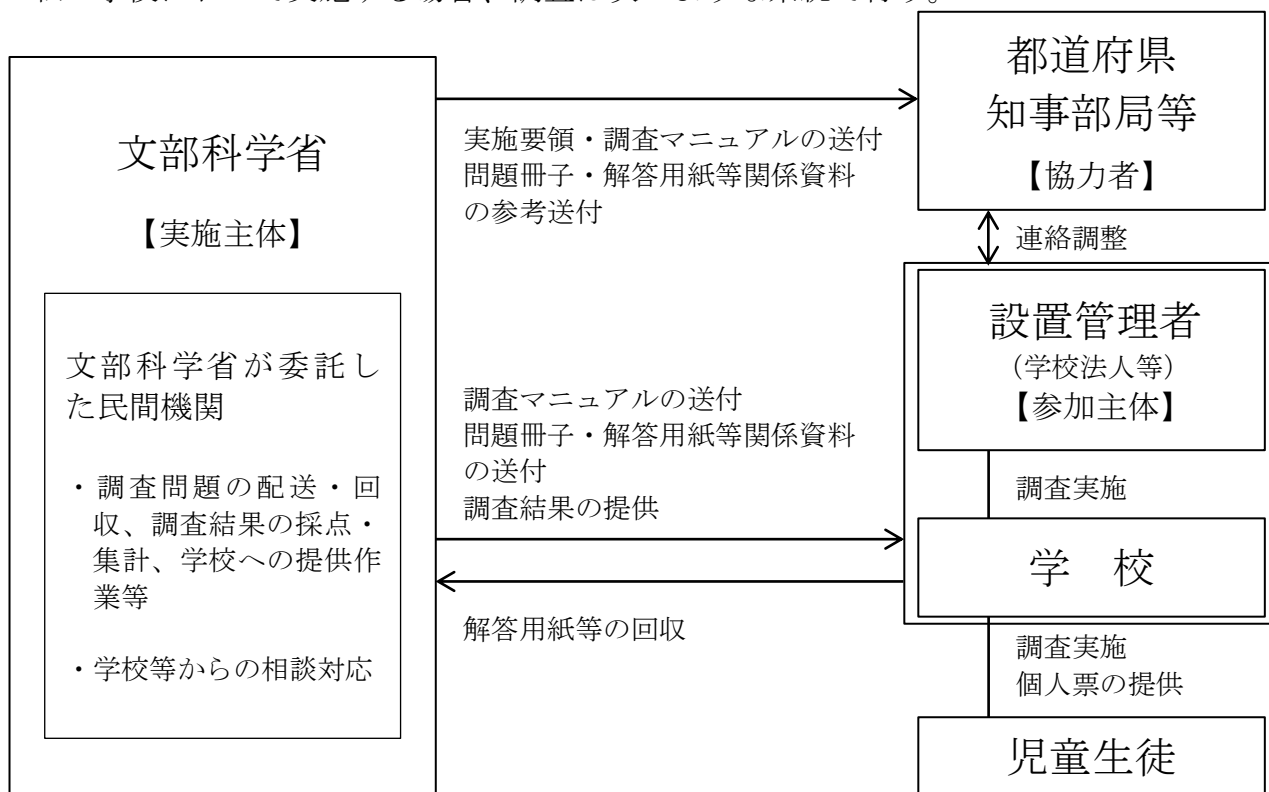
調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



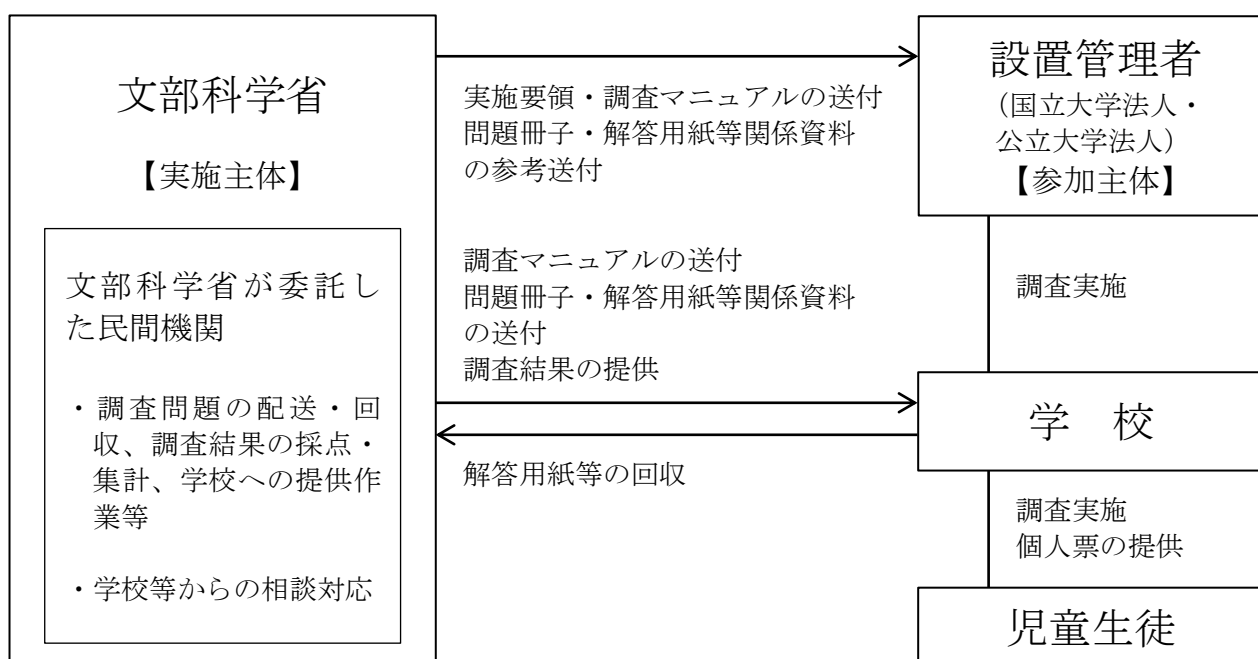
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



文部科学省における調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分					
		5.(2)ア (ア) 国全体 (国・公・私立学校全体の 状況又は国・公・私立学校 別の状況)	5.(2)ア (イ)都道府 県ごと (都道府県教 育委員会及び 市町村教育委 員会が設置管 理する学校全 体の状況)	5.(2)ア (ウ)都道 府県(指定 都市を除く。)ごと (都道府県教 育委員会及び 市町村教育委 員会が設置管 理する学校全 体の状況)	5.(2)ア (エ)指定 都市ごと (指定都市教 育委員会が設 置管理する学 校全体の状 況)	5.(2)ア (オ) 地域の規模 等に応じた まとまりご と (市町村教育 委員会が設置 管理する学校 全体の状況) ※1	
調査結果の内容	5.(1)ア(ア) ・各教科の平均正答数、平均 正答率、中央値、標準偏差等	○	○	○	○	○	
	5.(1)ア (イ) ・右の欄の それぞれを 単位とした 平均正答数 等の分布等 が分かるグ ラフ	①都道府県教育 委員会	○	-	-	-	-
		②都道府県教育 委員会(指定 都市を除く。)	○	-	-	-	-
		③指定都市教育 委員会	○	-	-	-	-
		④教育委員会	○	-	-	-	-
		⑤学校	○	-	-	-	-
		⑥児童生徒	○	○	○	○	○
5.(1)ア(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率 等 ・各教科の設問ごとの解答類 型別児童生徒数の割合	○	○	○	○	-		
5.(1)イ(ア) ・児童生徒質問調査及び学校 質問調査の回答状況	○	○	○	○	○		
5.(1)イ(イ) ・児童生徒質問調査及び学校 質問調査の回答状況と教科に 関する調査の正答率等との相 関関係の分析	○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	-		

※1 地域の規模等に応じたまとまり（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと、都道府県（指定都市を除く。）ごと、指定都市ごとの児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については、必要に応じて文部科学省において公表することがある。

経年変化分析調査の実施に関する時間割モデル

1. 調査実施日

令和6年5月13日(月)～6月28日(金)の期間中、対象学校が実施可能な日

2. 時間割モデル

◆対象小学校(国語、算数)

実施可能な1時限 (40分)
国語又は算数 (40分)

◆対象中学校(国語、数学)

実施可能な1時限 (45分)
国語又は数学 (45分)

◆対象中学校(英語)

1時限目 (50分)	2時限目 (50分)	3時限目 (50分)	4時限目 (50分)
英語「聞くこと」「読むこと」「書くこと」 (45分)	英語「話すこと」(学校の状況に応じて、分散して実施)		

<補足>

※英語「話すこと」にかかる時間は、準備や移動を含み、標準的には15～20分程度。

※「話すこと」に関する問題については、生徒間で調査に伴う音声が聞こえにくい距離を保つこととし、1学級を数回に分けて実施することを基本とする。

経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施に関するスケジュール（予定）

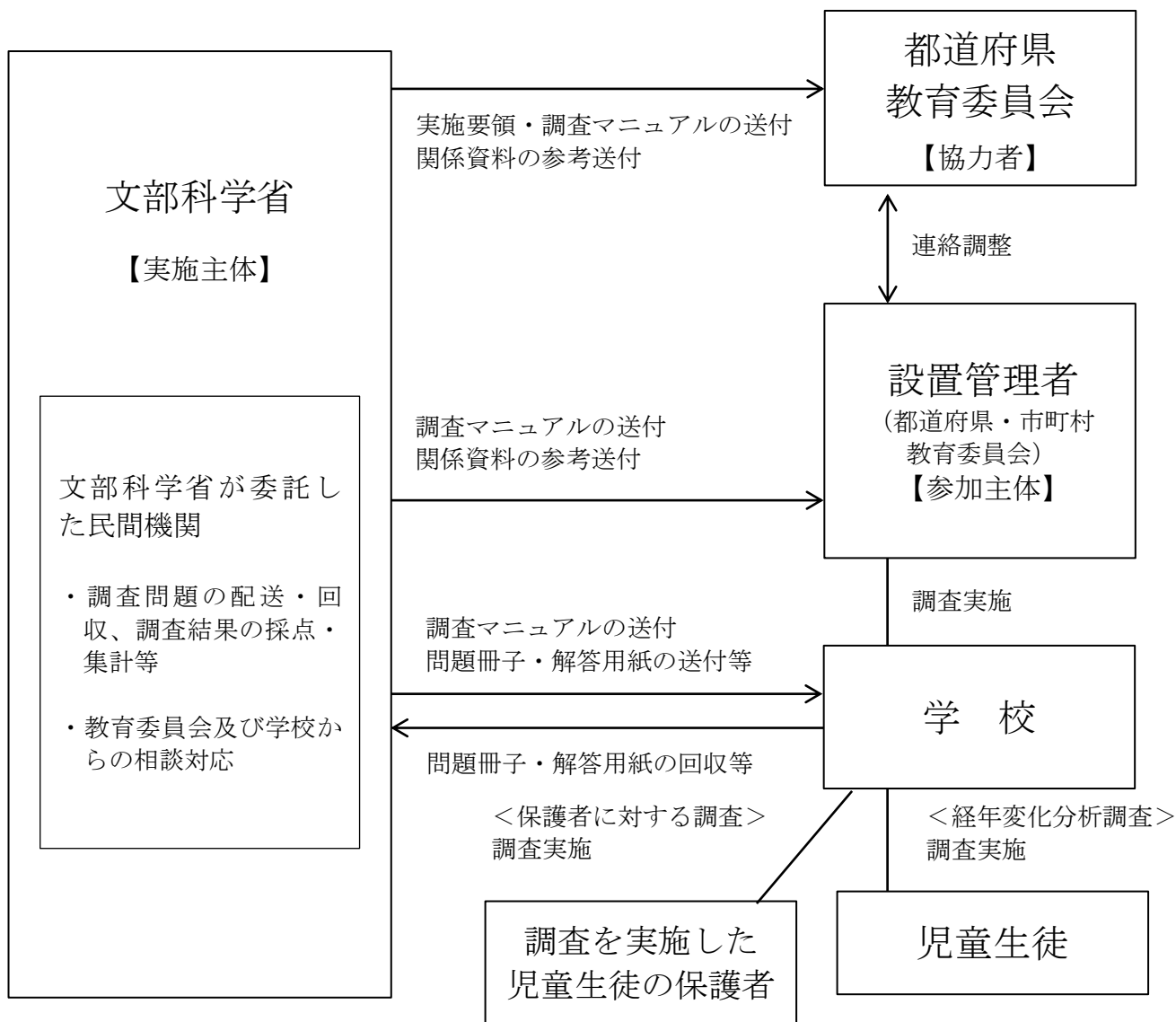
	文部科学省等（※1）	都道府県等（※2）	設置管理者	学校
R5年 12月	実施要領の通知	実施要領の受領 ・周知	実施要領の受領 ・周知	実施要領の受領 ・周知
	調査参加の意向 照会・実施要領 の遵守確認	参加の意向・実 施要領の遵守を 回答	参加の意向・実 施要領の遵守を 回答	
R6年 4月	調査マニュアル の作成・配付	調査マニュアル の受領・周知	調査マニュアル の受領・周知	調査マニュアル の受領・周知
	調査に関する 資材の配送等			調査に関する 資材の受領 ・保管等
調査の実施 （経年変化分析調査） 令和6年5月13日（月）～6月28日（金）の期間で対象学校が実施可能な日 （保護者に対する調査） 上記期間に保護者に質問紙調査を配付・実施・回収				
	調査に関する 資材の回収等			調査に関する 資材の回収等
	調査報告書の 作成・提供			

※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である政令指定都市教育委員会及び国立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」は、文部科学省から直接行う。

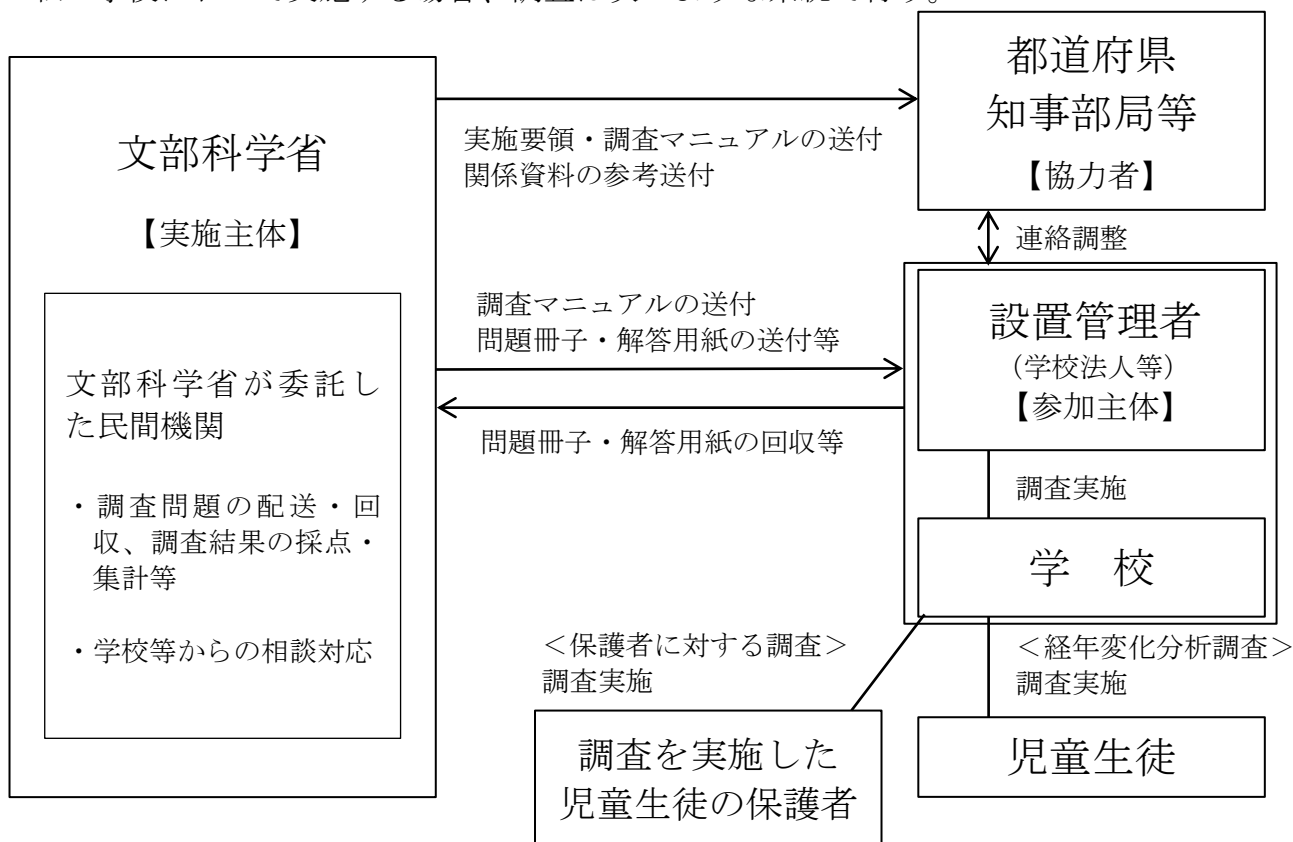
経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図
【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



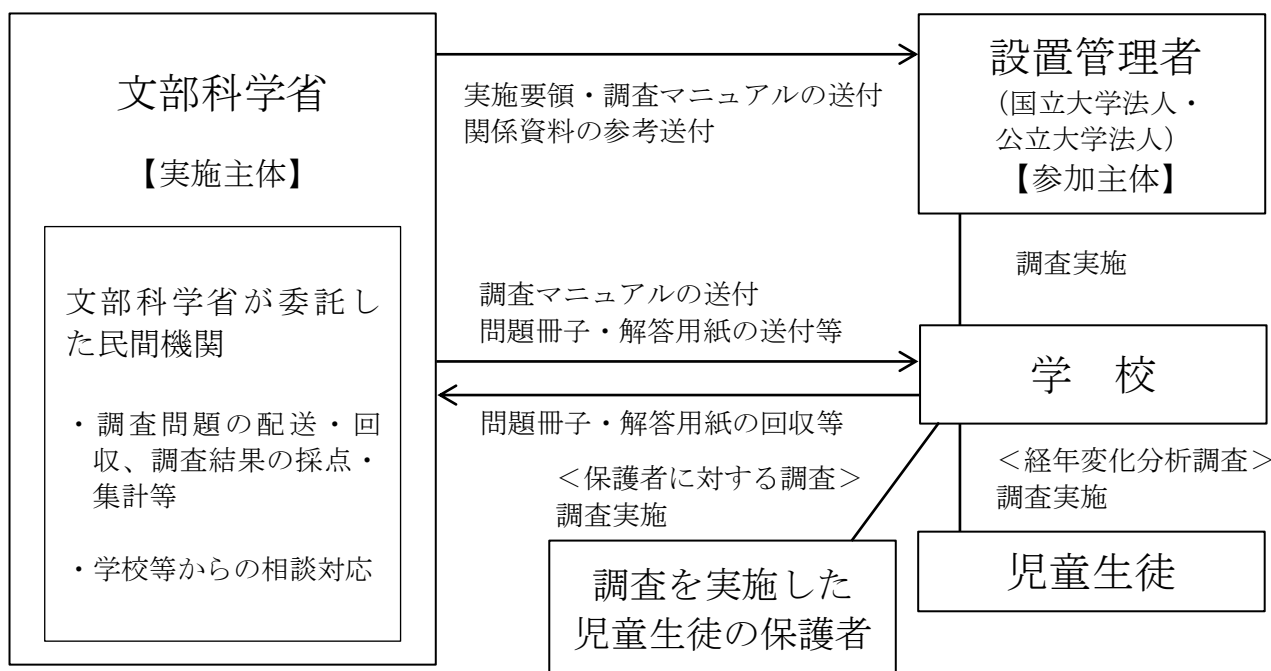
経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



令和6年(2024年)第1回 枚方市教育委員会
定例会 議案書

(追加)

案 件 名	
報告第50号	臨時代理事項の報告について (1) 府費負担教職員の任免に関する報告について
報告第51号	臨時代理事項の報告について (1) 府費負担教職員の任免に関する内申について

○開催日時 令和6年(2024年)1月26日 午前9時30分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

教育委員会の活動状況（令和5年12月16日～令和6年1月19日分）

日程		会議・行事等	場所	出席者
12月17日	日	第12回中学生の調べ学習コンクール表彰式	中央図書館	尾川教育長
12月17日	日	「火怨の蝦夷阿豆流為」2023年度本公演	枚方市総合文化芸術センター 西医大小ホール	尾川教育長
12月18日	月	12月定例会議	枚方市役所	尾川教育長
12月19日	火	12月定例会議	枚方市役所	尾川教育長
12月20日	水	12月定例会議	枚方市役所	尾川教育長
12月21日	木	第12回教育委員会定例会・協議会	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・近藤・中西教育委員
12月21日	木	令和5年度市町村教育委員会協議会web研修	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・近藤・中西教育委員
12月21日	木	教育委員会表彰	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・近藤・中西教育委員
12月22日	金	12月定例会議	枚方市役所	尾川教育長
12月22日	金	関西創価学園音楽祭	枚方市総合文化芸術センター	尾川教育長
12月22日	金	楠葉西小学校 WAKU×MIRA サミット	楠葉西中学校	橋野教育委員
12月28日	水	文部科学省への要望活動	文部科学省	尾川教育長
1月4日	木	新年交歓会（枚方市議会）	枚方市役所	尾川教育長

1 / 3 ページ

日程		会議・行事等	場所	出席者
1月4日	木	任期付校長予定者との面談	輝きプラザきらら	尾川教育長
1月5日	金	北大阪商工会議所新年賀会	枚方市総合文化芸術センター 関西医大大ホール	尾川教育長
1月5日	金	市長表敬（任期付校長予定者）	枚方市役所	尾川教育長
1月6日	土	一般社団法人枚方青年会議所2024年度新年祝賀会	ホテルニューオータニ大阪	尾川教育長
1月8日	月	第75回枚方市「はたちのつどい」	楠葉西中学校、東香里中学校、渚西中 学校、枚方中学校	尾川教育長 谷元・橋野・近藤教育委員
1月8日	月	市長とともに…ティータイム懇談会	枚方市役所	尾川教育長
1月9日	火	令和5年度北河内地区教育長協議会研修	寝屋川市総合教育研修センター	谷元・近藤教育委員
1月10日	水	学校視察	山之上小学校	尾川教育長
1月10日	水	枚方市支援教育充実審議会	輝きプラザきらら	尾川教育長
1月10日	水	枚方・交野地区保護司会新年互例会	ホテルアゴーラ守口	尾川教育長
1月11日	木	校長会	輝きプラザきらら	尾川教育長
1月11日	木	枚方・交野地区保護司会との面談	輝きプラザきらら	尾川教育長
1月12日	金	災害対策本部図上訓練	輝きプラザきらら	尾川教育長
1月15日	月	総合教育会議	枚方市役所	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員

2 / 3 ページ

日程		会議・行事等	場所	出席者
1月15日	月	市長表敬（部活動全国大会出場者報告会）	枚方市役所	尾川教育長
1月16日	火	部落解放同盟との政策懇談会	枚方市役所	尾川教育長
1月16日	火	教育政策会議	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
1月17日	水	幼稚園視察	田口山幼稚園	尾川教育長
1月17日	水	学校視察	氷室小学校	谷元教育委員
1月18日	木	学校視察	第三中学校	橋野教育委員
1月19日	金	第6回「日本ICT教育アワード」表彰式および全国ICT教育首長サミット	東京都立産業貿易センター 浜松町館	尾川教育長
1月19日	金	文部科学省への要望活動	文部科学省	尾川教育長

令和6年第1回 枚方市教育委員会定例会 会議録					
開会	令和6年1月26日午前9時30分		閉会	令和6年1月26日午前10時24分	
休憩	令和6年1月26日午前10時9分～令和6年1月26日午前10時11分				
日程	議案番号	案 件			結果
1		教育長報告			
2	報告第48号	臨時代理事項の報告について (1) 令和6年度全国学力・学習状況調査への参加について			承認
3	報告第49号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について			聴取
4	報告第50号	臨時代理事項の報告について (1) 府費負担教職員の任免に関する報告について			承認
5	報告第51号	臨時代理事項の報告について (1) 府費負担教職員の任免に関する内申について			承認
構成員	教 育 長	尾川 正洋	構成員	教 育 委 員	近藤 孝
	教 育 委 員	谷元 紀之		教 育 委 員	中西 悠子
	教 育 委 員	橋野 陽子		/	
説明員	副 教 育 長	岩谷 誠	説明員	学校教育部副参事 (いじめ対策担当)	前村 卓志
	総合教育部長	今市 将和		教育政策課長	笠井 二郎
	学校教育部長	新保 喜和		児童生徒支援課長	倉田 仁司
	総合教育部次長	大西 佳則		児童生徒支援課主幹	中口 恵未子
	学校教育部次長	河田 典子		教 職 員 課 長	高山 和子
	学校教育部次長 兼学校教育室長	齋藤 博		教育指導課長	井手内 太吾
	学校教育部 教育支援室長	木村 聡	記録	教育政策課課長代理	高松 健大
/			傍聴の人数	2人	

○尾川教育長 定例会開会前ですが、1月1日に発生しました令和6年能登半島地震について、お亡くなりになられた方に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様にはお見舞いを申し上げます。

ここで、会議開会に先立ち、黙禱を行いたいと思います。ご起立をお願いいたします。

(黙禱)

お直りください。

それでは、開会に当たり、委員の出席状況について報告を求めます。

今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 委員の出席状況について報告します。本日は委員全員が出席しております。

以上、報告を終わります。

○尾川教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年第1回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において中西委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日、追加案件として、報告第50号「臨時代理事項の報告について（1）府費負担教職員の任免に関する報告について」及び、報告第51号「臨時代理事項の報告について（1）府費負担教職員の任免に関する内申について」が提出されており、報告第50号を日程4、報告第51号を日程5として追加したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程1「教育長報告」を行います。本日の会議冒頭でも話題に触れましたが、元日に発生しました令和6年能登半島地震について、テレビ報道などの影響で、つらい思いをする子どもたちも想定されるため、校長会で、子どもたちの見守りをお願いしたところです。

また、現在被災地から、本市に一時的に避難されたり、転居されたりするお子さんがおられます。学習機会の確保や心のケア、就学援助など被災されたご家庭に寄り添ってしっかり支援してまいりたいと考えております。

なお、本市では、消防隊が輪島地区に支援に入るとともに、義援金活動を行っており、これらの情報はウェブサイトに掲載されていますので、参考までにお知らせいたします。

さて、改めまして本年もよろしくお願いいたします。今回の教育長報告では、前回定例会で報告した以降の私の活動状況を報告させていただき、その後、教育委員さんの活動状況を報告いただきます。

また、インフルエンザ等の状況について事務局から報告させていただいた後に、昨年末に閣議決定されました「こども大綱」や「令和6年度予算案」について、私から情報共有をさせていただきます。

まず、前回定例会後の私の活動状況でございます。

まず、各種イベント等として、12月17日の中学生の調べ学習コンクール表彰式、同日の「火怨の蝦夷阿豆流為」公演、12月21日教育委員会表彰、12月22日関西創価学園音楽祭に参加い

たしました。それぞれ、子どもたちがこれまで取り組んだ成果を発揮してくれています。本市の教育理念である「夢と志を持ち可能性に挑戦する“枚方のこども”の育成」が着実に進んでいると感じたところでございます。

次に、「はたちのつどい」です。1月8日(月・祝)に開催いたしました、第75回枚方市「はたちのつどい」ですが、式典には、昨年を50名程度上回る2,939名の方が参加されました。実に、市内の参加対象者4,282名の約7割に当たります。

式典後には、8名の「はたち」の参加者との市長を囲んでの懇談会にも出席いたしまして、今取り組んでいることや今後の抱負などをお聞きしました。とてもしっかりした「はたち」の方々に、これからの枚方をしっかり支えてくれる人材が育っていると感じたところです。これも市内各学校の教育のたまものというふうに考えております。

次に、日本ICT教育アワード表彰式、全国ICT教育首長サミットです。1月19日(金)、日本ICT教育アワード表彰式及び全国ICT教育首長サミットに参加いたしました。本市は、2年連続で全国ICT教育首長協議会会長賞を受賞いたしました。

今回受賞された他の自治体の取り組みの中には、校務DXとあわせて進めておられる自治体もありました。ぜひともこれらの取り組みを参照しながら、枚方の教育をさらによくしながら、結果として、次回以降のさらに上位の受賞につながればよいと考えているところです。

次に、教育委員の活動状況でございます。近藤委員お願いいたします。

- 近藤委員 今月1月9日に令和5年度の北河内地区教育長協議会研修にズームで参加させていただきました。テーマが、「新指導提要在示すこれからの生徒指導の方向性」ということで、関西外国語大学の新井肇教授の講演を受講させていただきました。表題の提要是、令和4年、一昨年の12月に改定されております。非常に分厚い資料で、なかなか目を通しにくいものを、短時間でわかりやすくご説明いただいたところでございます。

内容につきましては、児童・生徒の問題行動、あるいは不登校の現状及び背景を理解し、指導提要在の改訂を踏まえたとき、生徒指導が目指す方向とはどのようなものか。また、その方向に基づく支援を効果的に進めるにはどうしたらよいかを講演いただきました。

令和4年におきましての、児童・生徒の全国の状況でございますけれども、不登校の急増並びに長期化で、不登校児童生徒数は合計29万9,000人、約30万人ということで急増しており、その状況は続いております。その中でも55.4%が90日以上欠席で、特に小学校6年生から中学校1年生への進学時の急増ということが、示されたデータの中では強く印象に残っております。これにつきましても課題提議がございました。

いじめ認知件数は、高校の数万件を足しますと、小中高合わせまして全国のいじめ認知件数は68.2万件ということで、かなりの急増というところでございます。小学校の認知件数の急増が総数を牽引しているという現状でございました。それに付随いたしまして、いじめ重大事案も1号、2号事案合算で約1,000件弱、923件と急増しております。

まずは、この現状を受けての生徒指導における四つの課題に分類されておりました。

一点目、社会変動に対応する力を身につけるために、生徒指導ができることは何か、ということ、具体的な解説としましては、社会状況がこういう状況になっていきますねということ

説しておられました。2030年には65歳以上の割合が、総人口の3割に達する一方、生産人口は総人口の58%まで減少します。同年には、日本のGDPの世界に占める割合は、5.8%から3.4%まで低下の予測もあり、日本の国際的存在感の低下も懸念されているというようなことから、先ほどの、冒頭の社会変動に対応する力を身につけるために生徒指導ができることは何か、ということを考えていきたいというようなことをご示唆しておられました。

二点目、1クラスに8.8%いると分析できている発達障害、あるいはLGBTQ、外国籍、支援を要する家庭状況の児童・生徒への生徒指導の在り方、これを解説していただきますと、一言で言いますと、多様な背景を持つ児童・生徒が非常に増加しているということも指摘がございました。

三点目、2013年いじめ防止対策推進法の成立、2016年自殺対策基本法の改正、2017年教育機会確保法、2022年子ども基本法、子ども家庭庁設置法の成立等が相次ぐ中で、法の理解に基づく生徒指導の実践をどうするのかということも提議しておられました。

具体的な解説としましては、上記以外の子どもを守る法律、障害者差別解消法、児童虐待防止法、少年法の改正等々、様々ございますけれども、それぞれの理解も重要と指摘しておられました。法的な立て付けで物事を考えるように、とのご示唆というように考えております。

四点目、困難な生徒指導上の課題山積の中、教員の多忙化を解消させるための働き方改革と、生徒指導の充実をどのように両立させるのか、ということでございますけれども、補足で言いますと、精神疾患でデータを示されましたけれども、教職員の病気休職者は、令和4年度では、全国の、北海道から沖縄までの全教員の0.71%、数でいいますと6,539名と、過去最高になっているという現状も示されておられました。

これらの新指導提要に準じた生活指導における4課題への解決策を進めていく必要性を、強く私自身も感じました。

続きまして、改訂版生徒指導提要での生徒指導の定義と生徒指導の目標について、簡潔に述べておられました。生徒指導の定義は、させる指導から支える指導への転換、生徒指導の目標は、自己指導能力を育成するということから、獲得するということに変更になっていると。いわゆる受動的なものから能動的にということが大きな変化かというように思います。

これらの状況の中で、生徒指導体制の構築に、「チーム学校」が挙がっておりました。教職員、専門職、保護者、地域の関係機関が協力し合うパートナーの関係構築を挙げておられました。

学校だけの取り組みではなく、課題解決において関係機関との組織構築を強調しておられました。短時間では講演の中の内容を全てお伝えすることはできませんが、最後に、様々な観点からの解説がございましたけれども、「教職員に求められる生徒指導の力」の項目がございました。その中で、事例としてお出しになりましたが、いじめ重大事案の検討が例として紹介されておりました。いじめ事案から、それを苦に、生徒が自殺に至ったケースでした。生徒よりの自死に至る兆候の信号が出ていたにも関わらず、学校として共有できておらず、組織対応ができていなかったと結論づいておりました。このような悲惨な事案に至らぬように、枚方市では様々に工夫していただいておりますけれども、冒頭、お伝えさせていただいた、不登校数急増、いじめ事案の急増、重大事案の急増の推移からは、まだまだ気を抜けない状況が継続すると想定できる中、教

職員の働き方改革、一斉授業からの個別最適への授業改善、不登校の児童・生徒の居場所、支援教育の在り方、中学校の部活動の地域移行等々、課題は山積しておりますけれども、一歩ずつ、着実に進めてまいりましょう。

以上でございます。

○尾川教育長 ありがとうございます。枚方市が進めようとしている方向が合致しているんだろ
うなっていることは、今、お話聞きながら感じたところです。

谷元委員。

○谷元委員 私も受講しましたので、簡単に感想を言わせていただきたいと思います。

近藤委員も今、言われましたように、今回の生徒指導提要改訂版は、もう 300 ページにも及ぶ
ものでしたので、新井先生のご講演を受けて、非常にコンパクトにまとめて教えていただいて、
私も大変勉強になりました。

近藤委員指摘されたように、定義としては、させる指導から支える生徒指導への転換というこ
とです。目標が、自己指導能力を育成するから獲得するということになったということで、非常
にそこが印象的でした。それと、自己決定の場、経験が得られる機会を意図的に設定することの
重要性を述べておられました。

もう一点は、学習指導と生徒指導の一体化という点です。教員が学習指導と生徒指導の専門性
をあわせ持つという、日本型学校教育の強みを生かした授業作りが、児童・生徒の発達を支えて
いるということです。やはり授業が大事、授業の中でも生徒指導を意識した授業改善の必要性、
それから重要性を再確認させていただいたご講演だったと思います。

以上です。

○尾川教育長 はい、ありがとうございます。そのほかよろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○尾川教育長 それでは、事務局のほうからの報告に移らせていただきたいと思います。

インフルエンザ等の状況について、河田学校教育部次長からお願いします。

○河田学校教育部次長 学校における感染症の発生状況について、ご報告いたします。

まず、12月1日から2学期終了日の12月22日までの児童・生徒の感染者数は816名、その全
てがインフルエンザとなっております。3学期が始まりまして、1月23日までの児童・生徒
の感染者数は521名で、そのうちインフルエンザ476名、新型コロナウイルスが45名となっ
ておまして、引き続きインフルエンザが主流となっております。

小中学校におきましては、9月25日と11月21日の二度に亘り、感染対策について通知を行
っております。12月、1月と、徐々にではありますが、感染者が減少傾向にございますが、教
育委員会といたしましては、引き続き、国・府からの通知等を注視しながら、集団感染の防止に
一層注意を払ってまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、ご報告は以上でございます。

○尾川教育長 はい、ありがとうございます。

それでは次に、こども大綱について、情報提供をさせていただきたいと思えます。

令和5年12月22日に、こども基本法に則りまして、「こども大綱」が定められております。

本市の教育理念は「夢と志を持ち、可能性に挑戦する“枚方のこども”の育成」ですが、関連するような項目、タイトルとして、「夢や希望をかなえるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる」社会ということについても、この「こども大綱」の中で触れられているところでございます。

また、多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりというものが掲げられておりまして、これは本市の取り組んでおります、幼保小の架け橋プログラムや、総合型放課後事業、PBLの取り組みの推進というようなことに関連するものではないかなと感じております。そのほか、障害児支援・医療的ケア児等への支援としまして、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取り組みの一層の推進が盛り込まれております。

また、学童期・思春期の取り組みとしましては、「こどもの居場所づくり」、「いじめ防止」、「不登校のこどもへの支援」、「校則の見直し」、「体罰や不適切な指導の防止」といったものが盛り込まれております。

特筆すべき点としましては、「こども・若者の社会参画・意見反映」としまして、こどもの権利条約の意見表明権を踏まえて盛り込まれているということが挙げられるかな、と考えております。この点、教育委員会に限らず、本市全体としまして、今後、こどもたちの意見表明の機会ということを大切にしていくことにつきまして、先日の校長会でも説明したところです。

教育委員会としまして、この点を意識して、今後の取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

次に、令和6年度予算（案）、国の予算（案）の関係でございますが、大きなポイントとしまして、文部科学省予算では、学校の働き方改革ですとか、誰一人取り残さない取り組みの推進。また、こども家庭庁の予算では、居場所づくりに関する事業などが盛り込まれているところです。

本市の令和6年度予算編成も、現在大詰めのところに来ておりますが、今、申し上げたような、「こども大綱」や、国の予算も踏まえながら、先ほど申し上げました、本市の喫緊の課題に取り組んでまいりたいと考えております。

終わりになりますけれども、1月15日の総合教育会議でご議論いただきましたが、本年は、枚方市教育大綱ですとか、枚方市教育振興基本計画の見直しの年に当たっているというところでございます。

本年は、辰年ということもありますので、これまでの教育の積み重ねをさらに「登り龍のように」というところまではいかないかなとは思いますが、着実に深化させていきたいというふうに考えております。教育DXの視点も踏まえまして、誰一人取り残さない教育の実現を意識しながら、「夢と志を持ち、可能性に挑戦する“枚方のこども”の育成」ということに取り組んでいきたいなというふうに考えているところです。

最後に、年末に、大リーグの大谷選手からのグローブが各小学校に届けられたということでございます。戦争や災害、不祥事などの報道が多い中で、こうした明るいニュース、話題はですね、本当にありがたいことだと思っております。

校長会においても、大谷選手の意志を踏まえて、十分に活用いただくようにということをお願いしたところでございます。

教育長報告につきましては、以上となります。

それでは、日程2、報告第48号「臨時代理事項の報告について（1）令和6年度全国学力・学習状況調査への参加について」を議題といたします。説明を求めます。

新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました、報告第48号、臨時代理事項の報告について、ご説明いたします。

議案書1ページをお開きください。報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

2ページをご覧ください。報告は、「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

議案書3ページをご覧ください。臨時代理第14号「令和6年度全国学力・学習状況調査への参加について」、ご説明いたします。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和6年1月11日付で教育長が臨時代理したものでございます。

4ページをご覧ください。始めに、「1. 臨時代理の内容」でございますが、令和6年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領に基づき、本調査に参加するものでございます。

次に、「2. 目的」ですが、「令和6年度全国学力・学習状況調査に、枚方市立小中学校が参加して、全国的な状況との関係において、本市児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、本市児童・生徒の課題の改善に向けた教育の成果と課題を検証することで、今後の教育施策や教育指導に反映させ、もって本市児童・生徒の学力向上につなげる。」ことにあります。

参考資料、別紙1をご覧ください。

本件につきましては、令和5年12月21日付で、文部科学省総合教育政策局長から大阪府教育委員会市町村教育室小中学校課長を通じて、「令和6年度全国学力・学習状況調査の実施について」の通知がありました。

「令和6年度調査」につきましては、通知文の5行目にありますように、

・児童・生徒質問調査について、全ての学校において端末を活用したオンライン方式により実施すること。

・令和3年度の調査以来の「経年変化分析調査」及び「保護者に対する調査」を、冊子を用いた筆記方式と、端末を活用したオンライン方式を併用して実施すること。これらの点が、令和5年度の調査に関する実施要領から、変更となっております。

それでは、「令和6年度全国学力・学習状況調査」の概要につきまして、ご説明いたします。

参考資料、別紙2「令和6年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」をご覧ください。

1ページの「Ⅰ. 調査の目的」「Ⅱ. 調査の名称」については記載のとおりでございます。

「Ⅲ. 調査の構成」については、後に詳細がございしますが、該当学年の全児童・生徒が対象となる「本体調査」に加えまして、文部科学省が調査対象として抽出した学校の該当学年の全児童・生徒とその保護者が対象となる「経年変化分析調査及び保護者に対する調査」がございします。

「IV-1. 調査の対象」は、(1)の「ア」「イ」のとおり、小学校等の第6学年、中学校等の第3学年に在籍する全児童・生徒となります。「IV-2. 調査事項」ですが、(1)の「児童・生徒に対する調査」としましては、アの教科に関する調査については、(ア)に記載がありますように、小学校調査は、国語及び算数、中学校調査は、国語、数学と、また「イ」に記載の、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面に関する質問調査が実施されます。

冒頭にも申しましたが、令和6年度は、児童・生徒質問調査について、端末を活用したオンライン方式による実施となります。

2ページの中程、「IV-3. 調査実施日等」ですが、小学校・中学校とも、教科に関する調査は、令和6年4月18日木曜日に実施される予定です。児童・生徒質問調査については、小学校・中学校とも、令和6年4月10日水曜日から同年4月30日火曜日までの間で、各学校の状況に応じて適切に実施されます。

調査時間ですが、ア、小学校調査については、国語及び算数、それぞれ45分となっております。また、イ、中学校調査については、国語及び数学、それぞれ50分となっております。

本市における調査結果の公表につきましては、本実施要領に基づき、令和6年度も、各学校の授業改善、家庭学習の定着等、学力向上にいかしていくことを目的とし、昨年度と同様、保護者や市民によりわかりやすく伝えるという観点で公表する予定でございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第14号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○尾川教育長 ありがとうございます。それでは、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

谷元委員。

○谷元委員 2点質問したいと思います。

1点目ですけれども、昨年9月の第9回定例会でも、結果概要についてお聞きしましたが、令和5年度の全国学力・学習状況調査を踏まえた各校の取り組みから、本市の成果と課題について、改めてお聞きしたいと思います。また、課題解決のために枚方市として、現在取り組んでおられる方策について、教えてください。よろしくお願ひします。

○尾川教育長 井手内教育指導課長。

○井手内教育指導課長 この間、各校において自校の結果分析を踏まえ、2学期の学力向上プランへの反映を行い、授業改善を進めてきております。

教育委員会事務局としては、各校の学力向上プランを踏まえ、学校訪問を通じて学校の状況に応じた指導助言を行ってきました。そのことにより見えてきたこととしましては、教職員集団の中の心理的安全性を高めるような取り組み、例えば、教員同士が講師となるミニ研修を実施したり、校内研究のテーマに対し、全教職が試行錯誤したりする場面を日常的に職員室の中で創出するような工夫、そういった取り組みをしている学校が増加してきているということが本市の成果だと思っております。そのような学校は、学力調査や学習状況調査の数値も上がってきております。こういった取り組みが全校でできていないということが本市の課題であります。それらの学校が取り組むことが難しい要因は様々あることから、学校訪問を通じて、学校ごとの課題解決

に応じた自走を支える支援を行っており、今後も継続してまいります。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 ありがとうございます。もう一点ですけれども、枚方市の学力向上に関する目指すゴール、目指す子ども像として、子どもが主役の学習活動による個別最適な学びと協働的な学びの実現、教師主体の一斉授業からの脱却、教えから学びへの転換に取り組まれていると聞いていますが、取り組み状況についてお伺いしたいと思います。

○尾川教育長 井手内教育指導課長。

○井手内教育指導課長 取り組み状況としましては、今年度、学力向上・授業改善の指定校である小倉小学校、蹉跎東小学校、氷室小学校、枚方中学校などが、学びのスタイル、例えば、学習過程・学習形態・学習方法・学習相手・学習場所を子ども一人ひとりが自己決定できる子ども主体の授業に取り組んでおります。その取り組みの様子を、校長会・学力向上推進担当者研修、公開授業などを通じて横展開する中で、次年度の校内研究の柱に、自己決定できる子ども主体の学びと定めるなどの学校が出てきていることを把握しています。

来年度に向けては、これらに加え、課題解決型学習、いわゆるPBLの推進を図り、学びを子どもに手放す、委ねることのよさを教師に実感させながら、授業観の転換を図ってまいります。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 ありがとうございます。よくわかりました。今年度はですね、子どもが主役の学習活動による個別最適な学びと協働的な学びの実現、教師主体の一斉授業からの脱却、教えから学びへの転換という、枚方市の目指すゴールを位置づけて、学校支援チームが、各学校訪問支援されています。徐々にではありますが、子どもが主役の学習活動の意識も高まり、授業改善が進んでいると、学校訪問しても感じているところです。

9月の教育委員会定例会で、各調査の結果に対する私の質問に、井手内課長は、今後必要と考えている取り組みは、教室の中の支持的風土の醸成と、自己決定できる、子ども主体の学びと考えていますと。また、子どもたちが自立した学び手になれるよう、課題設定の質を高め、学習過程、学習形態、学習方法を子どもが自己決定する、子ども主体の授業へと転換していくことが大事だと考えています、とお答えいただきました。今、まさにそれをやっておられるというふうに感じておりますが、近藤委員の先ほどの活動報告にもありました、生徒指導提要での生徒指導目標というのは、自己指導能力を獲得することであり、そのためには、自己決定の場や経験を意図的に設定し、日々の授業の中で、学習指導と生徒指導の一体化を図ると。児童・生徒の発達を、教職員、専門職、それから、保護者、地域の関係機関が協力し合う、チーム学校が支えるということだったというふうに思います。

先ほどの活動報告の感想でも述べましたが、やはり授業が大事なんですね。課題設定の質を高めるにはどうすればよいのか、学習過程、学習形態、学習方法を自己決定できる子どもを育てるには、今、求められている教師の役割とはどういうものなのかということ考えたとき、文化庁次長で、元内閣府審議官の合田哲雄氏、これは、尾川教育長の元上司の方です。皆さんご存じのとおりですが、社会の変化に伴い、変わりゆく教師の役割について、次のように提言されています。

「教師は、人が学ぶとはどういうことか、子どもの発達とは何かを押さえた上で、教科といった土俵の上で、子どもと対話し、理解の質を高める専門職です。誰にでもできることではないですし、その専門性はますます大事になっています。教師の皆さんには、自らの専門性をアップデートするアンラーンを重ねていただきたい。アンラーンとは、今まで積み上げてきた知識や経験、実績、思考の枠組みを一旦ゼロに戻して、学び直すことを意味します。教師には、今までに積み上げてきた知識や経験があり、それに対する自信、誇りをお持ちだと思います。それは大事にしていきたいのですが、大きく社会構造が変わっていて、目の前にいる子どもたちが生きていく社会は、紙と鉛筆しか表現手段がない世界ではありません。だからこそ、今まで持っていた知識を一度手放した上で、もう一度組み直していくことが必要だと思います。教科という枠組みの中で、子どもたちが深い学びをするために、あるいは子どもたちの個別性の高い学びに伴走する上でも、社会構造が変わる中で、どんどん変わりつつ、重要性を増している教科が持つ意味を抑えることが大事だと思います。アンラーンを武器に、教師には授業で勝負していただきたいと願っています。」と述べておられます。

自己決定できる子ども主体の授業へ転換するために、管理職を含めた教師のアップデートとアンラーンが喫緊の課題であるというふうに感じました。

井手内教育指導課長は、「来年度の校内研究の柱に『自己決定できる子ども主体の学び』と定めるなどの学校が出てきている。加えて、課題解決型学習、PBLの推進を図り、学びを子どもに手放す、委ねることの良さを教師に実感させながら、授業感の転換を図ってまいります。」と、先ほどご回答いただきました。

授業観の転換、これが物すごく大事なんだなというふうに思います。校長会、学力向上推進担当者研修、公開授業が今、活発に行われ、成果を横展開しながら実践に取り組んでいる学校が増えているとお聞きし、大変うれしく思います。

これからも、教師の専門性をアップデートし、子どもの学びに向かう力の育成を図るため、教師自らアンラーンできる環境を作り、教育委員会事務局が伴走支援をしていただくよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。先日学校訪問をし、津田小学校で通級指導教室を見てきたんですけども、先生方、本当にいろんな取り組みを試しながら、子どもたちの学びをどうやって高めるかっていうことについて、日々努力されているなっていうのがすごい伝わってきて、もう何時間でも見ていたいなっていうような、そういう授業もありました。本当に何ていうか、日々の先生方の努力には、敬意を表したいなというふうに思っております。

ただ、今の話ではないですけども、社会への入り口というか、社会での自立っていうことを、最終的な目標とした中で、日々の学校の取り組みっていうのは、どういうつながりがあるのかということ意識して、学校の先生方や地域、保護者の方にもですね、それをしっかり理解、共有していただきながら、みんなで子どもたち、地域で育つ子どもたちを育てるというようなことが大事だと思いますので、今、谷元委員からご指摘いただいた話も含めてですね、しっかり取り組んでいきたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

近藤委員。

○近藤委員 先ほど臨時代理での令和6年全国学力調査に関する実施要項ということで、新保部長からご説明がありましたけれども、これは、もちろん個人的な意見ですけれども、課題の抽出並びに分析し、対策を作っていくという意味では、支援学級の子どもたちの取り組みの確認が、絶対必要だというように思います。

私自身の意見で、二つ目、言いますと、調査の目的の対象が、表題に載っておりますけれども、4の1の(2)、もうこれはないかと思いますが、対象でない方を受けさせるということがないように、くれぐれも再度確認のほう、ぜひ、ここの周知・徹底をお願いしたいと思います。で、これは区別であって、個別最適な学習を支えるものになるというように思っておりますので、重ねて、ぜひこの周知・徹底ということを、よろしく申し上げます。

以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

それでは、これから報告第48号を採決いたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

それでは、日程3、報告第49号「委任を受けて執行した事項の報告について(1)生徒指導について」を議題としたいと思いますが、本件及び次の報告第50号「臨時代理事項の報告について(1)府費負担教職員の任免に関する報告について」、報告第51号「臨時代理事項の報告について(1)府費負担教職員の任免に関する内申について」につきましては、枚方市情報公開条例第5条第1号、6号及び7号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。

それでは、報告第49号、報告第50号及び第51号については非公開といたします。

ここで、定例会は休憩といたします。休憩中の時間を使いまして、教育委員会協議会を行います。

(休 憩)

ただいまから、教育委員会定例会を再開いたします。

それでは、日程3、報告第49号「委任を受けて執行した事項の報告について(1)生徒指導について」を議題といたします。

以降は非公開となりますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

(ここから非公開部分)

(ここまで非公開部分)

ただいまから定例会を公開いたします。

以上、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

これもちまして令和6年第1回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

署 名

(教育長) 尾 川 正 洋

署 名

(教育委員) 中 西 悠 子
